第1回 文化財保護不適切事案検証会議

1 事案の概要

当該職員は、入庁した平成 17 年度から文化財(建造物)の保存修理を担当し、平成 25 年度から 「文化財建造物修理主任技術者」(※) として、国宝、重要文化財等の工事を担当していた。

平成30年、令和元年に行われた竹生島の宝厳寺(長浜市)の「唐門」(国宝)および重要文化財の観音堂の保存修理工事に係る事後審査型一般競争入札2件に関し、非公表の予定価格について、入札前に当該業者から電話で当該業者が予想する予定価格の金額を繰り返し提示されたことへの対応により近接した金額を教え、その結果、2018年度は予定価格の99.5%の1億1732万円で、2019年度は99.7%の9256万円(いずれも税抜)で同業者に落札させたとして、令和2年7月14日に起訴された。

※ 重要文化財建造物の修理を国庫補助事業として行うときは、適正な設計監理のため、文化庁の承認を 得た主任技術者を使用する必要がある。

滋賀県・京都府・奈良県では、従来から文化財所有者が文化財建造物の修理を行う時には、当該府県に申し込まなければならないとされてきたことから、府県が主任技術者を配置し、修理工事を受託してきた。(主任技術者数 滋賀県 2名、京都府 10名、奈良県 10名)

(参考) 文化庁による「主任技術者」承認に要する期間

普通主任: 重要文化財の修理→最短で7年間(6年以上の実務経験)

文化財建造物保存事業技術者養成教育(5日間×10回)

文化財建造物主任技術者講習会(普通コース)(10日間×1回)

上級主任:国宝の修理→最短で13年間(12年以上の実務経験)

文化財建造物主任技術者講習会(上級コース)(10日間×1回)

2 第1回会議 概要等

(1) 開催日時

令和2年8月28日(金) 10:00~11:30

(2) 出席委員

木曽委員(会長)、菊池委員、髙橋委員、鶴岡委員(前迫委員は欠席)

(2) 議題

ア 検証会議の目的等説明

検証会議の設立に至った背景。会議のねらいなどを説明

イ 現状と課題

事案の概要、過去の処分事案。組織体制。文化財建造物保存修理の仕組み。他府県の状況 ウ 今後の方向性

検証の視点。事案の発生した原因。課題として考えられる事項。課題解決に向けた対応

- (3) 会議での主な意見
 - ・県が文化財所有者に対して ①補助金事務を行う地方自治体としての顔 ②文化財所有者から

保存修理を請け負う設計事務所としての顔 の両面を持つが、役割分担を検討してはどうか。 現場と管理は分けるべきではないか。

- ・詳細な業務フロー(手続き・担当内の役割)を分析し、仕組みに原因があるのか、運用が問題 なのか明確にすることが必要。
- ・係で受ける仕事の量が多すぎるのではないか。方法の改善をしたとしても、限界があるので業務量を減らす必要がある。
- ・仕事のフローが一人の人間で完結されており、組織としての仕事ができていないのではない か。
- ・京都府や奈良県では県庁職場と現場を分けている。そうした工夫も必要。また、補助金事務な ど、事務職員が担当できる仕事は事務職員が担うことがあってもいいのではないか。
- ・中長期の計画で技術者を配置する必要。10年のスパンで人材を育成していく必要がある。

(以上)